

港長公示第5号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月20日

関門港長



関門港下関区における航泊の禁止について

関門港下関区あるかぼーとにおいて、花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和5年7月30日（日）午後7時45分から午後9時00分までの間

ただし、午後9時00分以前に終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（航泊禁止区域略図参照）

下関市あるかぼーと東防波堤灯台から24.3度、10mの地点を中心とした半径110mの円内海域及び次の2点を結んだ線以北の陸岸により囲まれた海域

① 下関市あるかぼーと東防波堤灯台

（北緯33度57分18秒、東経130度56分39秒）

② 下関外浜町防波堤灯台

（北緯33度57分20秒、東経130度56分42秒）

3 備 考

(1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。

(2) 航泊禁止区域を明示するために標識船2隻が配備される。

(3) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

